

第2章 地域福祉を取り巻く法制度の動向

地域福祉を取り巻く法制度の動向

第3次計画の計画期間内に、地域福祉に関わるさまざまな法律の改正や制定が行われています。本計画に特に関係が深いものとしては、「社会福祉法」改正に伴う包括的な支援体制の構築及び地域福祉計画の充実、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく成年後見制度利用促進計画の策定、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく再犯防止推進計画の策定が挙げられます。

■近年に改正・制定された地域福祉に関わる主な法律

時 期	法律名と主な内容
平成28年3月 (2016)	「自殺対策基本法」の改正 ・ 生きることの包括的な支援、関連施策との連携の強化
平成28年4月 (2016)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行 ・ 差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供
	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の制定 ・ 成年後見制度の利用促進、そのための体制の整備
平成28年6月 (2016)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正 ・ 自立生活援助や共生型サービス等の実施、障がい児支援サービスの拡充
	「児童福祉法」の改正 ・ 児童福祉法の理念の明確化、児童虐待の予防、対応、自立支援の強化
平成28年12月 (2016)	「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定 ・ 就労や住居の確保、福祉サービス等の支援、再犯防止への理解の促進
平成29年4月 (2017)	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正 ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設
平成29年6月 (2017)	「社会福祉法」の改正 ・ 包括的な支援体制の構築、地域福祉計画の充実、社会福祉法人改革と公益的な取組の推進
	「介護保険法」の改正 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施、生活支援コーディネーターの配置、共生型サービスの実施
平成30年6月 (2018)	「生活困窮者自立支援法」の改正 ・ 包括的な支援体制・学習支援・居住支援の強化
令和2年6月 (2020)	「社会福祉法」の改正 ・ 重層的支援体制整備事業の創設、社会福祉連携推進法人制度の創設

【社会福祉法(改正)】

地域共生社会の実現を目指し、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、平成29(2017)年6月に改正社会福祉法が公布され、平成30(2018)年4月に施行されました。改正社会福祉法では、地域共生社会の考え方と地域福祉推進の目的は相通ずることから、引き続き地域福祉を推進することが求められており、包括的な支援体制の整備や地域福祉計画の充実等の内容が規定されました。

包括的な支援体制の整備については、下記の三つの事業の実施等に取り組むことが市町村の努力義務とされました。

住民に身近な圏域において

- (1) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備
- (2) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

市町村域において

- (3) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

また、地域福祉計画の充実については、地域共生社会の実現を推進する計画として、市町村は地域福祉計画の策定に努めるものとされ、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定めるとともに、各分野の上位計画として位置づけられました。

■改正社会福祉法【平成30（2018）年4月施行】の概要

改正社会福祉法の概要
(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)

(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

資料：厚生労働省

また、令和元（2019）年5月、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」が設置され、その検討結果等を踏まえ、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法のさらなる改正が行われました。

令和2（2020）年6月に公布された改正法では、市町村の任意事業として、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）の創設と、事業実施に要する費用に対する国や都道府県による交付金等の内容が規定され、令和3（2021）年4月に施行予定となっています。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を社会全体で支え合うことが、地域共生社会の実現に資するものであることから、日常生活や財産管理を支援する成年後見制度の利用を促進するよう、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が制定され、平成28（2016）年5月に施行されました。

法に基づき、国は平成29（2017）年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和（安心して利用できる環境整備）」などを柱とする施策を推進することとされ、市町村は国の基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を策定することが努力義務とされました。

市町村計画では、地域連携ネットワーク（「チーム」による対応や、地域においてチームを支援する「協議会」の体制づくり等）の基本的な仕組みや、ネットワークの中核機関の設置・運営並びにそれらの機能の段階的・計画的な整備について定めること等を盛り込むことが望ましいとされています。

なお、国において、市町村計画は、地域福祉計画と一体的なものとするとも考えられるとされています。

■成年後見制度利用促進計画(国基本計画)の概要

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
 - ・計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度~33年度)
 - ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進
 - ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

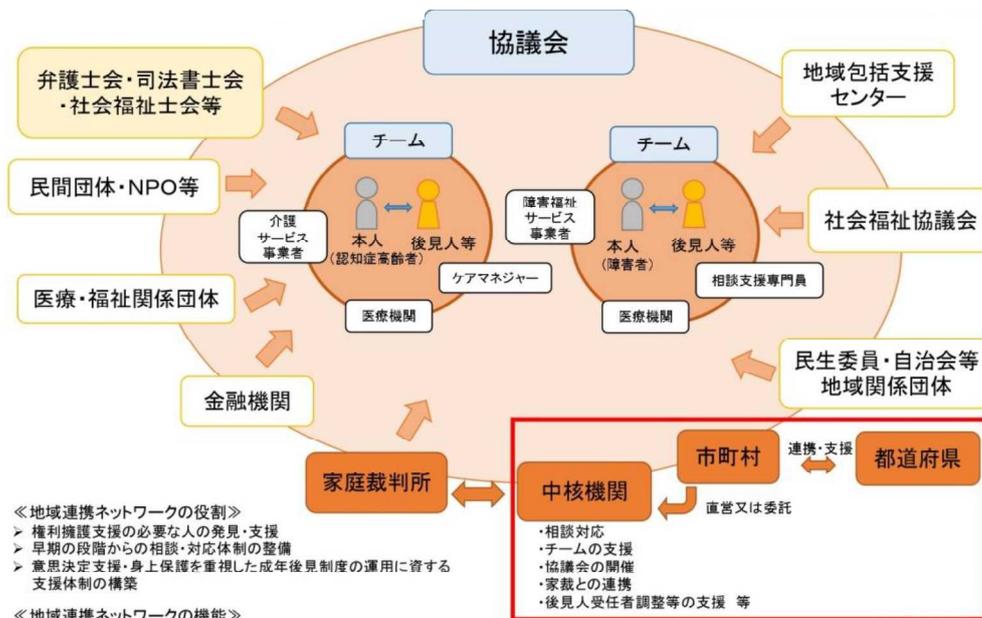
- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
 - ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
 - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
 - ・利用促進(マッチング)機能
 - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
 - ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1:福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制
注2:福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

資料：厚生労働省



※チーム:本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

資料：厚生労働省

【再犯の防止等の推進に関する法律】

検挙者に占める再犯者の割合が上昇していることを踏まえ、「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が制定され、平成28（2016）年12月に施行されました。

法の目的は、下記のとおり第1条に掲げられており、再犯防止の取組への国民の理解と協力を得て、犯罪や非行をした人が社会から孤立することなく再び社会の一員となることを支援することが基本理念に掲げられています。就労や住居の確保、自立生活が困難な高齢者や障がいのある人、薬物依存症患者への保健医療・福祉サービスの提供が基本的施策に位置づけられるなど、地域福祉の推進とも深く関わる内容を包含しています。

法に基づき、国は平成29（2017）年12月に「再犯防止推進計画」を策定して施策を推進することとしており、都道府県及び市町村は、国の計画を勘案して地方再犯防止推進計画を策定することが努力義務とされました。

地方再犯防止推進計画は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定するものであり、特に市町村計画については、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体としての役割が重要であるとされています。

なお、国において、地方再犯防止推進計画は、地域福祉計画と一体的なものとするとも考えられるとされています。

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

■再犯防止推進計画(国計画)の概要

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある



国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画(案)を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標(令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等)を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

資料：法務省